

令和4年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和4年12月12日（月曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（13名）

議長	金子義彦君
副議長	桜井龍雄君
1番	森明人君
2番	伊藤真久君
3番	齋藤久美夫君
4番	山上他美夫君
5番	本郷幸治君
6番	山崎一広君
7番	川上美樹君
9番	松山教宗君
10番	紫藤政則君
12番	谷村知重君
13番	小関勝教君

◎欠席議員

8番 楠 徹也君

◎出席説明員

市 長	板 東 知 文 君
副 市 長	市 川 厚 記 君
総 務 部 長	猪 谷 憲 恭 君
市 民 部 長	松 田 公 史 君
保健福祉部長	川 西 勝 幸 君
経 済 部 長	土 屋 貴 久 君

消 防 長	菅 原 利 彦 君
総務部総務課長	平 野 太 一 君

教育委員会教育長	天 野 政 俊 君
教育委員会教育部長	阿 部 良 雄 君

選挙管理委員会委員長	中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長	日 下 聡 君

農業委員会会長	今 田 邦 彦 君
農業委員会事務局長	高 橋 修 也 君

監 査 委 員	西 尾 正 君
監査事務局長	橋 本 光 明 君

◎欠席説明員（3名）

都市整備部長	清 水 真 史 君
市立美唄病院事務局長	今 澤 清 隆 君
総務部総務課長補佐	新 宗 晃 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	村 谷 昌 春 君
次 長	門 田 昌 之 君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので報告いたします。

都市整備部長清水真史君、市立美唄病院事務局長今澤清隆君及び総務課長補佐新宗晃君は、本日都合により欠席いたします。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名

議員を指名いたします。

4 番 山上他美夫議員

5 番 本郷幸治議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

3 番、齋藤久美夫議員

●3 番齋藤久美夫議員（登壇） 令和4年第4回定例会において、大綱1点、地域行政について、市長にお伺いいたします。

その内容については、町内会等が所有する地域集会所に対する行政支援についてであります。12月に入り、にわかに降雪日が続き、連日、除排雪が必要なほどの雪が降り続いております。この時期が来ると、老朽化した空き家等の倒壊が心配されるようになります。そして、この町内会等が所有する地域集会所、以下、地域集会所と呼称させていただきます。この地域集会所に対する行政支援については、これまで何度か議論となりました。私が認識いたすところでは、最近では、昨年、令和3年第4回定例会で紫藤議員が、及び今年の3月の令和4年度予算審査特別委員会では、私のほか、同じく紫藤委員と山崎委員の2名の方々が地域集会所に関する質問を具体的な事例や支援助成案などを示してまいりました。そして、昨年の第4回定例会の質問で、この地域集会所の現状の課題について、市の認識としては、人口減少、高齢化による利用者減少に伴う利用料の減少や建物自体の経年劣化を挙げられておりました。さらに、降雪等による地域集会所の屋根等の破損や倒壊も現状では起きていることは承知のことと思います

が、先ほども述べましたが、もう雪が降り始め、また、これにより破損、倒壊といった地域集会所が増加する可能性は大であります。また、こうした老朽化や破損、倒壊した地域集会所に対する市としての新たな財政支援についての考えの有無についても集落支援員による地域の実態把握に取り組んでおり、地域に合った支援策をつくり上げていくことが必要と考えており、支援等を検討していくとの答弁もございました。しかしながら、令和4年度の予算については、これらに対する支援は予算化されておりました。そこで、令和4年度の予算審査特別委員会で、私を含む3名の委員が、何らかの支援制度の必要性について議論してまいりました。こういった流れの中で、市長は、「既存の解体助成の拡大適用も当然考えられる。そして、従前の考えにとらわれず、柔軟に、あらゆるケースに対応できる助成制度をこれからしっかり考えていきたい。」と答弁されていましたが、そこで、本年3月以降の地域集会所に対する行政支援についての検討状況、これについてお伺いいたします。一体どういった会議等で検討されているのか。予算審査特別委員会では、各委員の質問に対し、支援について検討していくと幾度となく繰り返されておりました。また、これについては、庁内の経営会議で、課題とその対応について議論し、その内容については、所管課で部長以下の担当職員に伝わっているとのことでしたが、私が職員に聞いた範囲では、関係課等での調整、検討するようなことは、予算委員会以降なかったという声も聞いておりますが、これを含めて、ご答弁をお願いいたします。そして、さらに検討した、

検討中においても、このような支援について市長はどうかされようとしているのかであります。空き家対策は、壊れたものを解体する。住宅改修促進事業はバリアフリーの改修、そして耐震化の改修助成と、これも先に述べましたが、これら既存の助成制度で柔軟に対応できるよう、拡大適用も考えるとありました。そして、今年の3月の予算委員会で、私は、総務費と土木費のところで、支援制度の創設と空き家問題は、不良住宅、空き店舗、空き事業所だけでなく、維持できない地域集会所の解体にも適用すべきではないかとし、令和4年度は庁内で調整を図ることで、対応策を見いだしていきたいとも所管課からの答弁がありました。そこで改めて、今まさに令和5年度の予算編成について検討されている時期ですので、このような地域集会所に対しての支援の実施の有無について、お伺いいたします。つまり、支援を実施しないならその理由、一方、支援を実施するならその考え方についてであります。

●市長板東知文君（登壇） 地域行政について、地域集会所に対する行政支援についてありますが、人口減少や少子高齢化の急速な進行を背景といたしまして、地域課題が複雑化するなか、高齢者や子どもの見守り、防犯・防災といった観点からも、地域の暮らしを支える、町内会の重要性は、ますます高まっているところであります。しかし一方では、町内会の加入率は年々低下傾向にあり、役員の固定化・高齢化、担い手不足といった課題が顕在化している状況となっております。このような中、集会所の維持管理に限らず、除雪や草刈りなどの町内会活動に不安感や負担感

が大きくなっている町内会が年々増えていると認識しているところでございます。このため、市といたしましては、行政と住民の橋渡し役としての集落支援員による地域の生活状況や課題の把握のほか、他の自治体における支援制度について、調査・検討を進めてきたところであります。現在、集落支援員の調査によって把握した地域課題を整理中であり、こういった調査結果を踏まえ、支援制度の来年度創設に向けて取り組んでまいります。

●3番齋藤久美夫議員 市長のご答弁で、支援制度の創設に向けて検討していくとのこと、ぜひとも実現していただきたいと思えます。また、先ほどのご答弁では、集落支援員によるニーズの把握とありましたが、地域の現状と、どのようなやり方、または支援を望んでいるかも引き続き集落支援員に継続的に調査を行っていただき、地域の状況とそのニーズに沿った支援制度としていただきたいと思うものであります。現に「建物があり、どうにかしたい」と言っている。そして、人口減少、高齢化が課題となっている。さらには、住民が町内には住んでいるが、町内会を退会していく人も増えていくという、このような切実な現状について、私もついこの間、12月7日、ある町内会長から相談を受け、そしてその町内会長が「できるうちに、やる気のうちに、改修・補修、そして解体をしないと、その後は放置することになってしまう。これは大変申し訳ないことである」と、そういうことまで言っておられます。また、この集会場の建物の所有権についても心配されており、すごい責任を感じられておりますので、建物に関わる所有権の現状に応じて、迅速な

対応が可能となるよう、あわせて検討し、実効性のある支援制度としていただきたいと思いますのでありますが、制度創設を進めるとのご答弁でしたので、そして何度も申し上げ、くどいようですが、この地域集会所の改修・補修、そして解体・撤去を含めて、制度創設をしていただきたいと思いますと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

●市長板東知文君 地域集会場の支援制度についてであります。今後、町内会の会員の減少や高齢化がさらに加速し、ますます地域活動の負担が重くなっていくことが予想されますことから、引き続き、集落支援員による地域の実情や課題の把握に努め、取りまとめた調査結果を踏まえ、課題解決に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、地域集会所の解体助成につきましては、地域の実情を踏まえ、既存の助成制度の拡充や創設などについて検討し、来年度創設に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

10番紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員（登壇） 私は、行政組織についてと監査の執行について、大きく二つの項目について、市長並びに教育長にお尋ねをしたいと思います。

最初に行政組織に関わるガバナンス機能についてであります。2010年の4月1日実施で、改正地方自治法150条が、施行未定ですが、具体的にこの条文に沿って、自治体内部の統制規定というものが動き出したわけであります。この規定は、都道府県や指定都市は実施をしなければいけない、言わば義務がありますが、

小さな自治体は努力義務ということで、すぐ行わなければならないものではありません。しかし、国の法律改正は、徐々に市町村全体に広げていくというのは過去の例ですから、美唄市においても150条、これは財務事務の関係が主でございますけど、これらの規定について、よく内容を検討し、具体的に取り入れる、制度化に向けた準備をしておかなきゃならないと考えているわけですが、この改正地方自治法の規定についての認識と、美唄市における制度化についてどのようにお考えになっているか、お尋ねしたいと思います。

行政組織の二つ目でございますが、コンプライアンス意識についてであります。法令遵守とか、倫理とか、社会の規範とか、企業でも使われる言葉でありますけれども、ここでは市職員のコンプライアンス意識の形成に必要と思われる内部通報、これは制度として美唄もあるわけでありましてけれども、それからハラスメント、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、これらの相談体制はどのようなになっているか。現状と課題の認識についてお尋ねするのと、あわせて、上司の指示によって不正行為に加担をした場合、これらの自己申告制度というのがございます。「リニエンシー」という横文字で使われておりますけれども、これらは美唄のルールの中にはないわけでありまして。この導入についてのお考えをお示しいただければと思います。

行政組織の三つ目ですが、市民会館の管理運営についてであります。市民会館の管理運営に関しましては、市民会館、そして公民館ありますけれども、指定管理者が管理運営を担っていただいているわけでありまして。その

中で、行政財産の目的外使用許可の実情と、指定管理者に対する行政の関与の在り方について、以下お尋ねをしたいと思います。

まず、市民会館の食堂が、これは従来から市教委が申請に基づいて、食堂経営者に対して一時の使用許可、これは行政処分という位置付けですが、これを行っているわけですが、これらはどのような経緯でできているのか。それと、現状どのようなになっているのか。そして、使用許可に当たっては、許可をする際に使用料を徴収するというのが原則であります。使用料はとってないと承知をしておりますが、経営の状況がどうなっているのか。食堂経営、なかなか厳しい経営状況じゃなかろうかと思っておりますが、これらの経営状況と、それから今ほど申し上げました使用料、これは美唄の使用料条例、各施設ごとに使用料をどうするかというのを決めております。減免規定等もあります。これらの使用料、そして食堂を経営する際に当然、光熱水がかかるわけでありましてけれども、これらの負担状況、どなたがどういうふうに負担しておられるのか。そしてこれらの使用料も含めて、どこに法的な根拠があり、それについてのご認識、お尋ねしたいと思います。

市民会館の問題の二つ目ですが、指定管理者が示された業務内容を、協定書に基づいて、業務仕様に基づいて業務を遂行するわけあります。その際、自分たちだけで直でやるということ以外に指定管理者が主体的に業者を選定して、その一部の仕事を再委託する、こういうやり方をとっていると承知しています。これらの再委託先を選定する際に行政が関与するケースがあります。美唄の市民会館でも、

随分大騒ぎをしたことがございました。地元の業者を使いなさいとか、それから、監査の指摘事項なんかも入ったりして、こういう行政の関与に関しては、私も一時期取り上げたことがございますが、北大で今は教授をやっておられる宮脇先生がこれらについてコメントを載せておりますが、指定管理者の指定管理制度の趣旨からして、行政が関与を強めると、これらに関しては直截的であってはならないというようなご指摘もいただいたことがございます。民間のノウハウを使って、自由に、そして市民の利益になるように、サービスの向上になるようにという指定管理者制度そのものの趣旨、こういうものを踏まえて、過度な関与はよくないよということですが、これらの行政の関与についてのルール、どのように認識しておられるか、お尋ねいたします。

市民会館の管理運営に関する最後ですが、2019年の指定管理者の選定、今お仕事をされている業者、これは公募型プロポーザル方式を実施しました。三つの事業者が手を挙げました。そして最終的に公正な目で見て、選定がなされたわけでありまして、その際、選定委員会の選定基準について、この在り方、コンプライアンス上の問題はなかったかというお尋ねであります。具体的に申し上げます、これは既に私も本会議で市長にお尋ねをしたり、教育長にお尋ねをした経過がございますが、重複する部分もありますけれども、どこを選定業者にするか、市指定管理業者にするかという際に、100点満点で点数を、枠を決めまして、その中で技量があるか、ノウハウがあるか、技術があるか、そして資金的に大丈夫

夫なのか、人的配置は大丈夫なのか、あわせて、収支があります。言わば、安く良いものができるのかということです。これが一番大きな配分割合でありまして、100点満点30点の配分、割合となっています。この割合の配点の決め方がおかしいのではないかとということでお尋ねをして、そして、そのことを受けて、是正に向けた取り組みがされていると聞いておりますけれども、この2019年の指定管理者の選定を行った際、この基準は私が今申し上げたような内容で出されたわけですけど、問題がなかったのかどうなのか、このご認識について教育長に伺います。

大きな二つ目の問題であります。監査の執行についてお尋ねいたします。監査基準と改正地方自治法による影響についてであります。この改正地方自治法は、先ほど申し上げましたガバナンス機能に関して申し上げましたとおり、改正地方自治法150条というのが主であります。あわせまして、198条の4など、監査制度の充実強化という部分も合わせて改正がなされております。この監査制度の充実強化、監査基準、これを主体的に定めなさいということです。基準の定め方は全国的に統一したものが良いというような従来の考えがありましたけれども、これらを全否定はしていないんですけれども、自ら、それぞれの監査委員がお決めになりなさいということが主眼であります。主体性を持って監査に取り組むという、そういうことなんです。これらについて、3点ほどお尋ねしたい思います。美唄市の監査基準には、監査調書の作成についての規定があると思います。この監査調書の作成状況というのはどうなっているのか。

それから二つ目に、これも監査基準に、監査先が指摘に対して、いやいやそれは考え方が違うんじゃないのというような場面、これは意見とか、抗弁、これらに関して聴取すると、こういう監査の一定の手順の中にあると認識をしているわけですが、この状況、これらについて、どのような取扱いをしているのかも含めて、お尋ねしたいと思います。

それから最後ですが、先ほど申し上げました監査に影響のある改正地方自治法であります。これによって、既に監査基準の手直しがされていると思いますが、改めて美唄市監査基準というのは、どのようになるのか、お尋ねしたいと思います。

●市長板東知文君（登壇） 行政組織について、ガバナンス機能についてであります。はじめに、国は、地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日から、地方公共団体の長は事務の適正な執行を確保するため内部統制に関する方針を策定し、必要な体制を整備することとされました。この場合、地方公共団体における「内部統制」とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであるとされております。次に、内部統制制度の道内他市の導入状況につきましては、令和4年3月末時点で申し上げますと、法令により制度導入が義務付けされている都道府県及び指定都市として、北海道及び札幌市が導入済みのほか、制度導入が努力義務とされている、札幌市を

除く道内34市のうち岩見沢市及び恵庭市の2市が導入済みとなっているところであります。次に、内部統制の現状につきましては、「地方自治法」をはじめとした関係法令等のほか、「美唄市まちづくり基本条例」をはじめとした関係条例、美唄市行政手続条例や美唄市財務規則、美唄市事務専決規程など内部管理規程等に基づき、組織として必要な水準を保ちながら、事務の適正な執行の確保に努めているところであり、現時点においても、一定の内部統制は図られておりますが、内部統制の基本的な枠組みに基づき、既存の取り組みを整理し、必要に応じて改善または是正を図ることで、組織目的をより確実に達成することが可能となるものと考えております。このため、内部統制制度の導入につきましては、本市の検討課題も多岐にわたり、長期的な視点に立って、計画的に取り組む必要があることから、総務省で策定した「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」及び「地方公共団体における内部統制制度に係る調査結果」などを踏まえ、今後、検討を進めてまいります。

次に、コンプライアンス意識についてであります。はじめに、内部通報制度の導入につきましては、国の「公益通報者保護法」に基づき、市職員の職務に係る法令の遵守及び倫理の保持に関する通報を適切に処理することを目的として、平成20年に「美唄市内部通報の処理に関する要綱」を制定しているところであります。次に、内部通報制度の認識につきましては、市民との信頼性の確保や職員の意識改革、適正な行政サービスの確保のため、不正・不当な行政事務を防止する目的と

して、内部通報制度を機能させることは、重要であると考えているところであります。また、内部通報制度による通報は、正当な行為として、不利益な取扱いを受けることのないようにすべきものであり、組織内の法令違反等の行為を未然に防ぐ環境を整えることは、必要なものと考えているところであります。次に、内部通報やハラスメントなどの庁内における相談体制につきましては、サービスを総括的に担当する総務課において相談を受けているほか、地方公務員法第8条の規定により、公平委員会にも相談ができることとなっておりますが、これまでの通報の実績はないところであります。次に、自己申告制度「リニエンシー」につきましては、違法行為を自ら申告した場合に、課徴金等の処分が免除または減額される制度であり、民間企業におけるカルテルや入札談合の発見を容易化するため、公正取引委員会における課徴金減免制度などとして導入されているものと認識しているところであります。本市職員の服務等につきましては、地方公務員法等により国交に準拠しており、制度化していないところであります。

●教育長天野政俊君（登壇） 市民会館の管理運営についてであります。はじめに、市民会館の食堂につきましては、使用許可の経緯について、平成20年度まで、現在の事業者とは別の事業者が指定管理者からの再委託で施設管理及び食堂運営を行っていたところであります。その事業者から、撤退の申し出があったところであります。このため、指定管理者によって次の事業者の選定に向け、複数の事業者に打診したものの、採算がとれな

いとの理由から断られていましたが、現在の事業者から引き継ぎたいとの申し出があり、契約にいたったと伺っております。また、食堂の現状については、主に月曜日から金曜日の11時15分から14時まで営業し、毎日30名程度の利用者がいると伺っております。行政財産使用料や光熱水費等の負担状況につきましては、行政財産使用料については、食堂設置の目的が市民会館の利用者の利便を図る目的で食堂を経営しているため、美唄市行政財産使用料条例第3条第4号の規定により、免除しているところであります。また、教育委員会所管施設の行政財産の一部使用に係る使用料の算定方法については、同条例では、使用料はその都度、市長が定めるものとしておりますが、全庁的な統一基準を持っていないことから、公有財産の管理・活用の適正化、受益者負担の公平性・公正性の確保を図るため、使用料の算定基準の設定について、市長部局と協議してまいりたいと考えております。次に、光熱水費等については、子メーターの設置がないため、実際の使用量は把握できないことから、電気・上下水道料金の実費相当分として月額3万円を負担していただいております。算出方法につきましては、電気料については、食堂内で使用されている冷蔵庫や炊飯器等の電化製品の消費電力量をメーカーの聞き取りやホームページなどの資料に基づいて、算出しているところであります。また、上下水道料金については、市内飲食店の同規模程度の使用料から料金を算出しているところであります。食堂の経営状態の確認については、帳簿等の確認を行ってはおりませんが、事業者への聴取や実地確認を行うなど、利用

者数等の現状の把握に努めているところであります。

次に、指定管理者が行う業務の再委託先選定につきましては、清掃や警備など個々の事実上の行為を第三者へ委託することはできるものの、指定管理者制度の趣旨に鑑み、指定管理業務の全部または主たる部分を再委託することはできないものと認識しております。このことは、市が策定している指定管理者制度に関する運用指針においても定められており、市民会館の指定管理業務においては、基本協定書に第三者による指定管理業務の実施について、事業計画書の提出、または事前に教育委員会の承認を受けた場合を除き、本業務の一部を第三者に委託し、または受け負わせてはならない旨、規定しているところです。

次に、選定委員会の選定につきましては、美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、審査の透明性・公平性を確保するため、学識経験者を含む各委員が団体などから提出された申請書類を基に選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を候補者として選定することとなっております。このため、具体的な選定方法、審査の方法、点数評価の方法については、美唄市指定管理者候補者審査・選定基準に規定されているところであり、この基準に基づき選定手続きがなされていることから、問題ないものと考えております。なお、私といたしましては、選定委員会の審査方法については、市民の皆様や事業者の方から疑問視されることがないように運営されるべきものと考えております。

●監査委員西尾正君（登壇） 監査の執行に

ついて、監査基準と改正地方自治法による影響についてであります。はじめに、監査調書の作成状況につきましては、美唄市監査基準第9条に監査調書等の作成及び保存として、年間監査計画及び実施計画、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠、その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成することとなっており、保存年限は10年となっているところです。美唄市監査基準につきましては、令和2年4月1日より施行されており、それ以前の監査調書の作成状況につきましては、通常、全国都市監査委員会で作成された、都市監査基準準則にのっとりた手続きがとられています。主な手続きの流れといたしましては、監査計画の作成、事前通知、資料要求、監査の実施、監査等の公表、報告の提出、決定、公表、監査の結果報告の処置となっております。

次に、弁明や見解等についての聴取と監査報告についてであります。美唄市監査基準第19条の規定では、監査委員は原則として、監査等を実施した結果、導き出される指摘、意見及び感覚等に関する報告の決定の前に対象部局等の長から弁明、見解等を聴取することとなっており、担当係長職には監査書類を返却するとき、また、期間を分けて、総務部長と代表監査委員、議選監査委員の指摘や注意事項に対し、所属長の見解等を確認し、根拠法令や規則、数値などを示し、所属長が納得した中で理事者公表、監査報告としているところでもあります。

次に、改正地方自治法による監査基準についてであります。監査基準の策定及び指針を新設することを求めた地方自治法の改正が

令和2年4月1日に施行されており、本市の監査基準につきましても、令和2年3月19日、監査委員告示第1号により決定され、令和2年4月1日より施行されております。施行された美唄市監査基準につきましては、第1章総則、第2章一般基準、第3章実施機種、第4章報告基準という構成になっており、倫理機関や指導的機能の発揮など、都市監査基準準則に比べ、求められる考え方や新たな基準も示されています。

●10番紫藤政則議員 ガバナンス機能、コンプライアンス意識に関してでございますが、市長は、この制度化について検討というお話でした。じっくり検討するということでした。現時点でガバナンス機能は、一定のルールの中で保持されているとありました。その通りだと思います。ただ、このコンプライアンスの問題で、踏み込んだ議論っていうのはなかったわけでありましたが、実は北海道教育委員会が不正に関して、第三者委員会を作りまして、これは外部からの通報によって発覚したと承知しておりますが、その最終報告書は、9月5日に出されました。これは何か、どこかで議論したような内容だなと私は思ったんですけれども、この道立の施設、これは青少年体験活動支援施設「ネイパル」、これの指定管理者の公募、そして選定における不正行為が出まして、それを第三者の目できっちり調査をしていただくということで、これは2021年の7月から今年の1月にかけて、弁護士さんとか大学の先生等が3人で行ったわけなんです。公平公正の原則ということで進めなければならない仕事を、これらを見捨て、現行の指定管理者を排除し、新規参入の特定

事業者を指定管理者として、意図的に選定するために行われた特別な優遇支援や不当な働きかけ行為というような整理をしております。近くには、砂川の道立の子どもの国とか、それから深川の道立の青少年の正式名称分かりませんが、支援施設ということなんです。これは馴染みが深いものでございますが、全道に5カ所関わって、職員5人が22件の不正行為を行ったという最終報告の結論でございました。これは地公法の守秘義務の違反、それから職員の倫理規定が、それから信用失墜行為の4、これで特に秘密の保持に関しましては、刑事罰が課される、告発しなさいということまで記載されています。最終的に道教委がどう判断したかはまだ見ておりませんが、これらの第三者委員会の報告、ご覧になったかどうか分かりませんが、事前にこのお話もしておりますから、もしご覧になったとすれば、美唄の市民会館の指定管理者の選定と私は類似性を覚えるんですね。まず前段、再委託先の考え方とか教育長にお尋ねした部分がありますけれども、選定委員会の選定基準に関して、コンプライアンス上問題ないというお話でしたが、問題があったから手直したわけですね、市長が変わられてから。これらのご感想というのか、頻繁に特定の事業者とお会いしていたという幹部が、そういう話も聞きますし、働きかけ等がなかったのか、定かではございませんけれど、情報提供等がなかったのか。こういったようなことで、非常に私は最終報告書を熟読しました。綺麗にまとめておりますし、ここでは、最後はやはり管理職が指導しているんですよ。そして、悩んでいる職員もいるわけなんです。やはり、

コンプライアンス制度、通報制度にしても、言わば言葉悪いですけど、密告と受け止められてなかなか機能しない。ですから、これらも第三者的な、そういう組織に通報できるような仕組みにして、不正は許さないという風土を職場、組織の中にしっかりと認識させるべきだと、研修も当然重要ですし、こういう実効性のある内容にしていくべきだという使命をしているわけです。これらに関する最終報告書に関して、市長のどんな思いでたっておられるか。この点をお尋ねしたい。

それから、この行政組織に関わってのもう一つですけど、先ほど監査の執行に関して、監査委員からのご答弁が一部ございましたが、私はずっと引っかかっていますのが、2016年の9月1日の市民会館の指定管理者、そして市教委に対する随時監査のことなんです。これは以前にも本会議で監査委員さん、後藤さんの時かな、お尋ねをしたことがございましたが、なかなか当時やったことを答えられないというお話だったんです。市長、この随時監査報告お読みになったかと思いますが、この報告の内容、適正だったとお考えかな。答えづらいかもしれませんが、当時いらっしやらないんだから、思い切って答えていただきたいと思うんですけれども、その点ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、監査委員にお尋ねしますが、この監査調書は、監査基準の9条に書いていて、10年の保存年限あると言ってますね。それから、いわゆる監査報告の前にやる、この監査先からの、所属からの意見です。この聴取というものの規定も美唄市の監査基準にはあると。そして改正地方自治法による、この

監査基準についてのご認識もお示しいただいたわけでありまして、平成28年2016年の12月15日に随時監査に基づく処置状況等の通知の公表と、これは公表しているから、見ている人は見ているわけです。私はこれ初めて見たんですが、この中に教育委員会からは、随時監査の結果に対する措置状況というものが公表されたんですよ。この内容を見ますと、全部入れまして18項目あるんですが、指摘がそのとおりだといったのは一つ。減免規定で1件だけ取扱いで不備があったというのが一つ。あとは、そういった事実はないし、指摘なのは事実と異なる、適正に行っていましたという、言わば処置内容じゃなくて抗弁なんです。この地方自治法の199条の12項というのは、最終的に監査公表して、議会にも本会議で報告で出るんです。それから、これは市長にも報告が行くわけです。そのことをどうやったんだと、ちゃんとやったんですかと、やったことを示しなさいと、それを受けて公表するわけです。この措置状況の通知なんていうのは違うんですよ。違うぞっていうことを反論するやつが載っているわけです。なぜこんなことが起きるか。それと、この監査報告を見て、何だこれと最初に感じたのは、人件費が高いとやら、それから食堂の必要性、認識性みたいなこと書いてある。これ監査対象でも何でもありません。そういうのが書いてある監査報告なんです。信じられない随時監査なんです。そして、見事にそれに対して反論、本来これは監査報告を出す前にしっかりとした監査報告を作るために所属から見解を聞くものなんです。これ全部終わってしまって、でき上がってか

ら、この措置という12項使って公表しているんです。監査委員というのは、見識がある。会計のルールに明るい、人格も高潔だから誤りないだろうと言っても、出てくることもあると思う。だけど、正式に市民の皆さんに議会に報告する前には、ちゃんと監査先の考えも聞いて、誤りのないようにしていこうというのが監査執行に当たっての一つの手順・手続きの中にあるわけなんです。それでどうしたもんですかね。これどうしてこんなのができたのか。何も問題ないと言うのであれば、そういう根拠もお示しいただいて、これ今の人に聞いても本当はすまないと私は思います。その当事者じゃないんだから。だけど、行政委員会も執行も、これ行政は継続しているし、先ほど監査調書は監査の一つの問題、これは残しておくべきだということで、公文書の保存年限の中に10年というのが書いてあるわけですよ。検証しうるわけです。こういう今申し上げた点、どのように対応されるおつもりですか。それから監査対象とは何も関係のない、食堂をどうのこうのって、重要性を鑑みだとかって書いていますけど、おかしいことをやっているという、こういうことについて監査委員さんはどういうご感想、ご認識、ご見解をお持ちですか。

●市長板東知文君 指定管理者の選定についてであります。当時の指定管理者の選定に当たりましては、美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、必要な手続きを行ってきたものと伺っておりますが、必要に応じて、改善または是正を図ることで、組織目的をより確実に達成することが可能となるものと考えております。

このため、指定管理者の選定手続きをより明確にするため、令和元年11月の選定委員会において審査・選定基準の見直しを行ったほか、令和3年4月には、他市の状況を踏まえ、指定管理者選定委員会の委員の構成の見直しを行ったところであります。平成28年に実施された随時監査につきましては、地方自治法の規定に基づき、監査委員が定めた監査基準により実施されたものと伺っております。今後とも、市民の信頼を得て行政運営を行っていくためには、監査の独立性と専門性を確保しながら、監査によるチェック機能が十分に働くことが、より一層必要であると考えているところであります。いずれにいたしましても、職員の職務に係る法令の遵守、及び倫理の確保を最大限図りながら、市民に信頼される事務の適正な執行に努めていくことが必要であると考えております。

●監査委員西尾正君 監査基準と改正地方自治法による影響についてであります。平成28年度の随時監査報告書について、内容の整合性、是非について、言及することはできないところであります。

●10番紫藤政則議員 今、監査委員さんから言及できないという話ですよ。これは議論ができないということとイコールなんですよ。同じことを繰り返してもしょうがないけど、これは監査委員さんに言っても、また同じこと言うんでしょ、言及できませんって。無駄だから、市長にお尋ねをしたいと思う。今のやりとり聞いておられたと思いますが、私は監査委員さんも服務規程というのがあるんですよ。改正地方自治法にも関係するんですけど、監査基準に違反したら、服務上、服務規

程に違反することになるということも書いてあるんですよ。私は監査基準ではあってないんじゃないですかとお話しているわけです。監査の手順・手続きの中にある、監査先の所属長からの意見も聞いてないようなものじゃないですかと。そして、監査報告はそのままいっちゃってんですよ。議会にもいっちゃったんですよ。そんな馬鹿なことがありますかと思うのが普通じゃないでしょうか。でも、過去のことには言及できないって、何のために10年間調書保存しているんですか。これ議会も関わることだと思います。だけど随分前の話だから。私はこの問題はずっと喉に棘が引っかかったまんまなんです。それで地方自治法147条です。長の統括、そして代表、これは職務権限がなかなか見えないとか、処置できない、こういうものを市長が各種行政委員会、これは監査も含めてですけど、これらを統括する、そういった権限を持てるという条項です。地方公共団体の統括代表というのがあります。これをお使いいただいて、一つ、この問題に関して悩んでいただけないでしょうか、お取り組みいただけないでしょうか。これ、もう少し199条12項による措置状況の通知の公表というのをもう少し先に見てれば、2019年の改選後すぐにでもお尋ねしたのですが、これはごくごく最近、私は目にしたものですから、これを見たら本当に恥ずかしくなるものです。そして、これを指摘した教育委員会、見事な指摘だと私は思います。監査は法令の根拠を示して指摘をするわけですよ。これ法令の根拠を示して反論しているわけですよ。立派な職員だと思います、これ対応したの。147条をお使いになるお気持ちはないかどうか

か、お尋ねをしたい。

●市長板東知文君 随時監査報告書についてありますが、地方自治法第147条では、「長の統括代表権」が規定されているほか、美唄市まちづくり基本条例第16条では、市長の権限として「市長は、市を統括し、これを代表し、市の事務を管理し、これを執行する権限がある」と規定されているところでございます。しかしながら、ここで言う「統括代表権」につきましても、法の解釈におきましては、「独立の執行機関の権限には及び得ない」ものとされており、その行使に当たっては、慎重に対応すべきものと考えているところでございます。いずれにいたしましても、市民の信頼を得て、行政運営を行っていくためには、監査の独立性と専門性を確保しながら、監査によるチェック機能が十分に働くことが必要であると考えているところでございまして、職員の服務に関わる法令の遵守及び倫理の確保を最大限図りながら、市民に信頼される事務の適正な執行に今後とも努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長金子義彦君 紫藤議員の本件に関する発言は既に3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

●10番紫藤政則議員 発言の許可をいただきましてありがとうございます。同じことで、同じご答弁になるんでしょうが、これだけはちょっと言っておきたいなという気がいたします。この指定管理者をめぐる問題は、ご案内のとおり、2018年の刑事告訴がこれから明るみになりまして、2年半かかって不起訴、こういうことが地検で結論が出され、市教委

はそれに対して審査会への申し出をしない。それを受け入れたという経過がございます。この間、告訴された側は家族を含めて100万円からのお金をくすねたかのような、そういう誤解が全市に広がりました。そして非常につらい思いをした。これに対して、教育長新しくなってからですけど、本人や家族や市民の皆さんにお詫びしたということでもあります。1人の人間をとが人に落とし込める行為というのは、非常に重い行為であると同時に、私は理解ができなかったわけでもあります。そこで、今、反訴といいますか、損害賠償請求事件が起きていまして、2,900万円からの損害賠償請求事案が起きて、今度は市長が言わば被告人ということで戦っているわけです。これなかなかそういう係争事案に関してですから、言えない部分もあろうかと思います、裁判対策上の問題で。私はコンプライアンスの問題、ガバナンスの問題で申し上げましたけども、先ほどの、当時の教育委員会、この監査報告に対する措置としての反論、これと前後して当時の副市長が指定管理者の指定を取り消すことを、検討を求めているわけです。文書がありました。それからもう一つ、再委託先を直接教育委員会が再委託先を決めることが、契約できないのかという二つの点を尋ねました。これに対しても、根拠を示して、そして反論している文書が残っているんです。この職員は結果としてどうなったか。次の4月の定期異動で中枢から外れてしまう。異動はいろいろあるから、良い悪いはなかなか言えないのかもしれないけど、これ大方は見せしめ人事と捉えています。しっかり職責を発揮して、正しいことをしっかり申し上げた人が見せし

め人事になる。コンプライアンスも何も機能しないですよ。ガバナンスも機能しない。このところは、非常に私は問題として、今日まで尾を引いていると思っています。職員のやる気、士気にも影響は大だと思っています。市長は教育委員会との関係は、改正地教行法、これで総合教育会議を思想なさる教育大綱についての主体的な役割を果たせられる、教育委員会との協議もできる、こういう状況です。今申し上げたことを含めて、私は前にも二度ほどお話ししましたが、第三者委員会を持って、事実何があったかどうかを明らかにしてほしいと申し上げたことがあります。これらを曖昧模糊にしたまま、継続していつてはいけないのではないかと思います。ネイパルの選定手続きの不正行為に関する第三者北海道委員会、調査委員会の最終報告書を見て、つくづくそう感じたわけでありますけれども、市長の役割、大でなかろうかなと思うんですけれども、恐縮ですが、思いがありましたら、ご答弁いただきたい。

●市長板東知文君 ガバナンス等についてでございますが、教育委員会の関係の指定管理者の件でございますけれども、私としましては、前にも同じ考え方を示したことがございますけど、住民と行政との間に生じた課題の解決を裁判所の判断に委ねるということは、あくまでも最終手段であると考えております。このため、告訴の判断に至る以前に別の解決手段がなかったのか、また、その解決に向けた行政側の努力といったものが十分であったのかを考えると非常に残念な思いを今しているところでございます。市政を預かる最高責任者として、今後は、市政に対する

信頼回復に向けて地方自治の本旨でございまず、言わば、「自らのことは自らで解決する」という、そういった努力を惜しみなくやるという再確認をしながら、引き続き、市民の皆様の信託、負託にしっかり応えることができるよう、努力してまいりたいと考えているところでございます。先ほど申し上げました内部統制の制度につきましても、しっかりその内容を受け止めながら、法令の遵守、コンプライアンス、ガバナンス機能を発揮しながら、しっかり市民のために、信頼される組織、また行政運営に努めてまいる所存でございます。

●議長金子義彦君 次に移ります。

6 番山崎一広議員。

●6 番山崎一広議員（登壇） 第4回定例会にあたり大綱2点、市長と教育長にお聞きいたします。

1点目は、財政支援についてお聞きします。それは委託料についてであります。委託料については、複数年にわたり、随意契約で行う場合や単年契約の大きく分けて2通りあるかと思っております。年度当初における様々な委託契約や指定管理契約について、1年以上も続くコロナによる資材の高騰や燃料費等の高騰、そして資材高騰におきましては、本年2月から行われているロシアによるウクライナ進行によるものと思われませんが、年度当初の契約時における単価では、到底追いつかないのが現状であります。経済状況を見ながら、当初より単価設定はしておりますが、ここまでの高騰が続くと、燃料代はもちろんのこと、灯油代、ガソリン代、委託契約の事業者にくる持ち出しは、ごみの関係事業やし尿の関係、火葬場、恵風園の調理業務、他に学校関係等

を入れると事業経営に大きく影響が出てきます。先立っても、美唄市農民協議会、峰延農民協議会、そして建設業協会からも要望や要請があったところであります。これらのことについては、私自身も複数の事業者から相談を受けております。また、人件費も同様に人事院勧告においては、今定例会でも引上げるということで、給与8月の分も提出されておりますが、年度当初のままでは、市としてどのように対応されようとしておられるのか。共同通信社では消費者向け主要事業者におけるアンケートを実施し、約80社を対象に行われた結果、約23%が値上げを検討しているとの回答があったそうであります。また約半数は未定であるが、値上げの可能性は否定しないとされ、言及しなかったのは1社のみであったと調査結果を公表して、まとめております。原材料、燃料高と円安に伴う製品価格の引上げの波は来年も引き続くと言われております。本定例会でも、市長から市政報告がされ、さらに、緊急を要する公共施設の燃料費等の高騰に伴う補正予算を提出されておりますが、近隣自治体でも電気料の高騰への対応で苦労しているという記事を拝見いたしましたが、滝川市などは特に深刻な事態と受け止めております。お隣の岩見沢では、農業用の飼料や灯油等の価格高騰対策に1農家1農業法人に対し、1件10万円を給付する経営支援として、12月の定例会に提出しております。他に近隣の自治体では、市民の方々や町民の方々には、手法は違えど、心ある手当てをしておりますが、本市では、商品券や水道代の基本料金のみと、その他いろいろあるんですけど、私の頭の中に浮かんでくるのが、

この二つ問題かと思えます。いま一つその感じがいたしません。また一方、物価高を考慮した賃上げに前向きな企業の一部が家計に及ぼす影響は家計に対する負担が増すと言われていることから、このようなことを考え、お聞きしたいところですが、今回は委託料についてということでお聞きしておりますので、別な機会でお聞きすることにいたしますが、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァに様々な支援をし、今年も30年を迎え、行事、イベントが行われておりますが、市民の間ではいま一つその評価が私の耳には入ってきません。そこで改めてお聞きします。委託料及び指定管理費に関する経費について、追加配分などの考えはないのか、市長にお聞きします。

大綱の2点目は、教育長にお聞きします。教育長に就任後、今日まで3年間について、私の記憶がもし違えばあれですけども、弟さんが確か夕張市役所の野球部でご活躍されていたと記憶しております。私自身も何度か対戦しており、教育長自身も高校では栗山高校の野球部に籍を置き、既に他界されましたが、道内の高校野球の雄として君臨しておりました佐藤茂富先生の教え子で、非常に苦労されたと、佐藤先生から私は聞き及んでおります。既に70歳を超え、体力も気力もむち打ちながら、日々を過ごしていることとは思いますが、特に初めての経験であります議会、就任に当たりましては、3カ月ほども置かれ、また、答弁調整や議案の数々、土日のイベントの多さ、この土曜日にも食に関する子どものイベント、土日も史料館で子どものイベント等もございました。また、就任早々、コロナという感染症による様々な学校行事が中止となり、

混迷を受けたことと思います。誰もが初めての経験で、特にリモートという授業や、親も入れない入学式や卒業式、かつて経験されたことのないことを経験されております。また、ご自身の決断がこの3年間でいくつされたのか。様々な質問、そして教育行政執行方針、それらも全てです。ご自身の言葉で発せられたのか、甚だ私は少し疑問に思いますが、あえてこの場でお聞きします。先ほども同僚委員からありました、市民会館の問題、本人は何ら携わっておりません。そのことに対する答弁、私は非常に苦労したのではないかなと、先だって、教育長と少し膝を交えてお話することがありました。これは山崎さん、深い根がありますねという話をされておられました。全くそのとおりだと思います。一つの区切りとして、ご自身から見て3年間を振り返り、現在のお気持ちを素直な心の中を教育長自身の言葉としていただければと思います。

●市長板東知文君（登壇） 財政支援策について、市内事業者に対する財政支援についてであります。今般の燃料や物価高騰は、この間、長期に及んでいることから、10月末に公共施設の管理費や指定管理者制度を導入施設を含む委託料につきまして、全庁的な影響額調査を実施したところでございます。この調査結果を踏まえまして、本定例会におきましては、当面、緊急を要する公共施設の燃料費等の高騰に伴う補正予算を提案しているところでございます。また、公の施設の指定管理委託料につきましては、今後、3月定例会における補正予算の計上に向け、指定管理者と現在、協議しているところであり、その結果を踏まえ、3月定例会にご提案する予定で

ございます。

●教育長天野政俊君（登壇） 私自身のことを聞かれるということで、今までの質問の中で一番きつかったような気がいたします。私は就任以来、今日の子どもたちを取り巻く環境が、より厳しさを増す中、この厳しい環境をたくましく乗り越える力を身につけ、力強く社会を生き抜いていくことができる人に育つよう、美唄市の教育を進め、また、将来を担う美唄の子どもたちが、心豊かにたくましく育ち、子どもから大人まで、市民の皆さんが生涯にわたって、楽しく学ぶ喜びを感じることでできる機会の充実に努めてまいりました。令和2年1月に再任していただいて以来、この3年間では、新型コロナウイルス感染症が発生し、様々なことが制限され、学校教育では、市内小中学校の一斉臨時休業、卒業式・入学式、運動会や学芸会、修学旅行など、子どもたちの学校生活の中で一番思い出に残る学校諸行事の縮小や中止などがあり、また、社会教育では、施設の閉鎖や使用制限により、スポーツ団体、文化サークルなどの活動にも大きな影響を及ぼしました。このようなコロナ禍の中、児童生徒の感染予防対策などのため、市内外から多くの寄贈をいただき、地域総がかりで子どもたちを守り、育てようという気持ちを感じたところであり、大変感謝しております。また、学習指導要領の改訂、学校の統廃合、小学校2校の大規模改修のほか、新型コロナウイルス感染症により、国のGIGAスクール構想が急速に進む中、本市においても、1人1台端末の整備が実現し、ICTの活用による授業改善が進み、学校教育において、大きな転換期であったと考えていると

ころであります。これからの時代、ますます人口減少と高齢化が進み、地域活力の低下が危惧されます。そのような中においても、本市の未来を担う子どもたちの「生きる力」と「豊かな心」を育むための教育環境を整備するとともに、本市の豊かな歴史や豊富な地域資源をしっかりと守り、地域の人材や文化資本の蓄積を目指した「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、すべての世代が活躍できるまちづくり」の実現に向けた取り組みを推進することが必要であると思っております。子どもたちは地域の宝であり、子どもたちの元気がまちや地域の人々を元気にします。私は、本市の子どもたちが健やかに成長し、その将来が希望にあふれたものであることを切に願っているところでもあります。

●6番山崎一広議員 先ほど答弁がありました、10月末に公共施設の指定管理をやったと、分かりました。そして本定例会に当然、公共施設はあげてるんですけども、このほか、指定管理の委託料についてということで3月定例会の補正予算の計上ということをおっしゃったけども、私もう一つ委託料についても聞いているんで、その辺はどうなるのか、お答えだけ欲しいなと思います。

●市長板東知文君 燃料等物価高騰対策につきましては、先ほど言いましたものの他に、国の物価高騰に対する道総合経済対策が取り組まれ、先般、補正予算額両方で整理したところでございます。これを受けながら、総合的な対策としまして1月に臨時会の中で、また新たにご提案申し上げたいと思っておりますけども、そういった中で今、民間へのその他の委託料についても十分検討させていながら、

一定の対応を考えて、検討し、対応してまいりたいと考えているところでございます。

●議長金子義彦君 次に移ります。

2番伊藤真久議員。

●2番伊藤真久議員（登壇） 令和4年第4回定例会にあたり、大綱2点について市長にお尋ねします。

大綱1点目は、観光誘客の推進についてであります。本市では、観光誘客の推進として、ステイびばい推進協議会を発足し、市内滞在型の観光商品の開発を目指しているところであると承知しております。今や、観光業の市場規模は世界的に拡大しており、コロナによる世界的な移動制限がなされている今なお、コロナ後を見据えて市場が動いている状況です。これは、インバウンドに限らず、国内旅行においても、これまで観光客の半数以上が外国人で占められていた観光地に、国内旅行者が再び動き出しており、観光需要の高さを伺います。美唄市もそうした旅行者の需要を取り込むべく、ステイびばい推進協議会を立ち上げ、観光誘客につなげていくという現在の方針であると認識しております。そこでまず、現在における市内観光客の入込状況についてお聞きします。この数年はコロナの影響で、入込数は激減していることと思いますが、コロナ以前から現在に至るまでの市内観光客の入込数や主な観光地の状況についてお伺いします。

次に、現在DMO登録を目指しているステイびばい推進協議会が取り組む、観光資源の開発について、取り組みの具体例としては、主に旅行商品の開発になってくるものと思います。滞在型の商品であれば、どのような滞

在ができるのか、どのような体験ができることなどを企画し、自分たちで旅行パッケージを作成するか、あるいは、それらの商品を旅行業者へアピールし、旅行業者から送客を得ていくかと思われます。それらの商品のターゲットとしているのは、国内なのか、海外なのか、あるいは両方か。また、もし国内や海外であっても、年代や趣味嗜好など、さらにターゲットを絞っているのなら、お答えできる範囲で構いませんので、お伺いします。

次に、アドベンチャーツーリズムとサステナブルツーリズムへの取り組みや考えについてであります。アドベンチャーツーリズムは、体験型旅行として、昨今の旅行業界において非常に人気のある旅行商品であります。特に、北海道観光は、自然豊かな環境の中で、何か特別なことを体験する、経験できる、おいしい食べ物があるというのは、国内、海外を問わず、共通の認識となっております。これは大変、非常に人気が高いものとなっております、そうした中、美唄市にも自然豊かな土地は数多く残されており、それらを生かしたアドベンチャーツーリズム等に取り組む考えなどについてお伺いします。

続いて、サステナブルツーリズムについてであります。サステナブルツーリズムとは、持続可能な観光という意味であり、昨今は、宿泊施設などのパンフレットにも、サステナブルへの取り組みを記載する事業者が増え始めました。そうした背景には、特に海外の旅行者は、そうしたサステナブルな商品の一つのブランドとして考えており、多少金額が割高になったとしても、サステナブルな商品を購入する層が形成されつつあります。しかし

ながら、サステナブルへの取り組みはコスト面の課題が大きく、導入が難しいとされているのも事実です。そこで、そうしたサステナブルツーリズムへの取り組みや考えについてお伺いします。

次に、現在2023年に北海道で行われることが内定しているアドベンチャートラベルワールドサミットへの参加について。これについては、参加に様々な条件等があるのかもしれませんが、美唄市やステイびばいとして、参加の意思があるのかどうか、お伺いします。

最後に、その他ステイびばい推進協議会が今後具体的にに取り組むことについてお伺いします。

次に、シティセールスについて。観光誘客には主に二つの軸があると思っております。商品開発と広報です。先ほど申し上げたのは、商品開発としてお伺いしてまいりました。次は商品をどうやって売り出すか、広報面に関する質問です。過去から現在に至るまで、どのようなシティセールスを行ってきたのかと、その成果についてまずお尋ねします。

2点目として、これまでの旅行による誘客とは別のベクトルの話となりますが、フィルムコミッションの開設についてであります。フィルムコミッションとは、地域活性化を目的として、映像作品やロケーション撮影が円滑に行われるための支援を行う公的な団体と定義されております。具体的には、ロケ撮影に際して、映像制作者と地域社会との間に入り、各種の連絡や交渉など、調整を行います。各地では、自治体や観光協会が設立に関与し、あるいは運営の母体となり、近隣では、岩見沢市などもフィルムコミッションを設けてい

ると承知しております。本市も過去には映画の一部ロケ地となるなどし、こうしたフィルムコミッション的な役割を果たしたこともあると承知しております。今やこうした映像媒体は、映画やテレビに限らず、個人でも撮影される時代となっており、こうした調整を行える機関、あるいは人材があることが市の一つの魅力として、シティセールスにも活用できるものと考えております。そこで、こうしたフィルムコミッションの開設について考えをお伺いします。

次に、市内経済の活性化につなげるための観光ルートの動線についてです。現在、美唄市の主な観光拠点は、アルテピアッツァ美唄、ゆ〜りん館、東明公園など、高速道路のインターチェンジよりも東側に集中しており、一方で、土産物や美唄やきとりなどの名産品を販売するのは、国道12号線の近くに集中しており、この動線のチグハグさが観光誘客に力を入れても、市内経済循環されない要因になっているのだと考えております。私も2019年の定例会の中で、高速道路の東側、135号線沿いの整備について、一般質問をさせていただき、観光の動線について、道道美唄富良野線の開通を待たずに、早々に議論を進めていってもらいたいと考えております。そこで、市としてこの観光の動線について、現状どう考えているのか、また今後どう整備していくのかをお尋ねします。

続きまして、大綱の2点目は、除雪についてです。本市は、毎年降雪量も多く、除雪は市民にとって非常に関心の高いところです。私も様々な委員会の中で、除雪、特に福祉に関わる除雪についてお話をさせていただいて

おります。市民からよく聞かれるのが、発言通告にもあるとおり、玄関から歩道までの間口の除雪についてです。一般に間口除雪と呼ばれるものですが、市が行う間口除雪は、除雪車が行った車道除雪後の残雪を除雪するというものであり、玄関先までの除雪はしないと、はっきり注意事項に記載されております。ですので、ここではあえて、間口除雪という言葉ではなく、玄関から歩道までの間口の除雪と言葉を選ばせていただきました。そして申し上げたとおり、そうした間口除雪を行う人たちは、得てして玄関から歩道までの間口の除雪も困難である世帯がほとんどです。これまでは、近隣の人に力を借りて行っていたものの、その方もまた高齢者となり、また地域全体が高齢化していく中で、除雪の需要は高まる一方で、供給が減っていくという状況となっています。そこで、除雪を受け持つ業者に連絡しても、除排雪業者も人手が足りていないわけではないので、どうしても断らざるを得なかったり、金額的に折り合いがつかないなどしているとお聞きします。

そこで1点目、様々な事情により、玄関から歩道までの間口の除雪も困難という世帯に対する市の支援はどのようなになっているのかをお伺いします。

また、先ほど除雪に関する需要と供給の話に触れましたが、現在そうした状況をどのように把握し、どのように考えているかをお伺いします。

●市長板東知文君（登壇） 観光誘客の推進について、「一般社団法人ステイびばい」がこれから取り組む観光資源の開発についてですが、美唄市の観光が目指す姿は、平成

30年に策定しました美唄市観光ビジョンにおいて定めており、その取り組みにおいては、国内外へ向けた、着地型観光商品の開発や情報発信体制の充実などを図ることとしております。また、ビジョンに基づき、各施策の実行の中心となる官民連携組織として、本年11月に「一般社団法人ステイびばい」を設立し、今年度中には、DMO候補法人の登録や旅行業登録を目指すこととしております。今後の展開につきましては、今年度中に改定予定の「観光ビジョン」を踏まえ、美唄市の特徴である「食」や「農」といった強みや「アウトドア」などに関連したアドベンチャーツーリズムのほか、「雪」や「自然エネルギー」に着目したサステナブルツーリズムなどのコンテンツづくりをステイびばいや観光物産協会など、関係する団体、機関、企業などと十分な連携を図りながら、市全体として取り組んでまいります。また、来年9月に予定されているアドベンチャートラベルワールドサミットにつきましては、その開催概要の把握に努めるとともに、ステイびばいなど、関係機関、団体等との協議を行ってまいります。市としては、官民が一体となった新たな観光推進組織である、ステイびばいと十分な連携のもとに、着地型観光の取り組みや、情報発信により、交流人口や関係人口の創出・拡大を推進するほか、若い世代のローカル志向や地方志向に沿った、選ばれる地域づくりを進めるなど、魅力ある地域づくりに取り組んでまいります。

次に、シティセールスについてですが、はじめに、まちを宣伝するシティセールスの状況につきましては、令和2年度及び令

和3年度につきましては、コロナ禍ということもあり、人の動きやイベント開催などに制限が設けられたことから、実施することが非常に難しい状況でありましたが、こういった中でも、様々な工夫により、ふるさと納税における特産品PRのほか、広報面では、雑誌やSNSなど、PRを行ってまいりました。また、令和3年度には、美唄市史土資料館で「チームラボお絵描き水族館」などを実施し、市外からも多くの観光客が本市を訪れ、効果的な情報発信を行うことができたものと考えております。また、今年度につきましても、今月10日からゴルフ5カントリー美唄コースで「チームラボお絵描きアニマルズ」を開催しており、現在、東川町も開催しております、同時開催による連携企画として、「チームラボお絵描きコラボ」を実施しているところでございます。さらには、美唄の立地企業とのつながりから、日本理化学工業の川崎本社敷地内に開設しました「美唄コンテナショップ」での「北海道・美唄フェア」のほか、新たに、友好都市である愛知県大治町や美唄ブラックダイヤモンドズと連携し、独立リーグが開催されている福島県や新潟県などで、物販・観光PRを実施しております。こうした新たな取り組みが、本市の関係人口・交流人口の拡大とともに、ふるさと納税の増額につながるなど、一定の効果が出ているものと考えております。

次に、フィルムコミッションについてですが、本市におきましては、観光物産協会にフィルムコミッション特別委員会が組織されており、本市で、映画などのロケ撮影が行われる場合の連絡・調整等を行っていると

ころであります。今後におきましても、美唄観光物産協会のフィルムコミッション特別委員会との連携を十分図り、必要な対応に努めてまいります。

次に、観光ルートの導線についてですが、本市の観光資源となる施設等につきましては、交流拠点施設のゆ〜りん館、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄、さらには宮島沼など、主に郊外に立地しておりますことから、観光の導線といたしましては、これら郊外の観光資源と中心市街地を結び、回遊や滞在につながる観光コンテンツが必要であると考えております。また、5年度中に開通する予定の道道美唄富良野線につきましては、現在、ゆ〜りん館や東明公園をはじめ、日本遺産に認定された三菱美唄炭鉱堅坑櫓、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄、東明駅舎など、こういったものを活用したコンテンツの開発や、美唄国設スキー場エリアの通年利用により、新たな観光拠点の創出などについて検討を行ってまいります。なお、市内観光客の入込状況につきましては、経済部長より答弁をさせます。

次に、除雪について、除雪が困難な世帯への支援についてですが、これまで市といたしましては、体力的、経済的に除雪が困難な高齢者、障がい者、母子及び寡婦世帯を対象といたしまして、冬季間の安全な在宅生活を支援するため、福祉除雪事業に取り組んでおります。また、これまで町内会等においては、隣近所の助け合いにより、除雪を行ってきた事例もありますが、高齢化の進展に伴い、なかなか助け合いもできなくなっている状況にあり、本市においては、今後、除

雪に関わる問題については非常に大きな課題と認識しているところでございます。このため、福祉のまちづくり条例及び地域包括ケア推進条例に基づき、自助、共助、公助の考え方により進めてきた、これまでの除雪のあり方を見直し、互助の中心となる社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の活用や町内会単位での支援による組織体制の立ち上げなど、除雪の担い手を含めた新たな支援の仕組みづくりに向けて、全市的な観点から検討を行ってまいります。

次に、本市の除雪業者の需要と供給の状況についてですが、現在、個人と契約している除雪業者につきましては、降雪の多い年では、供給が足りなくなっていると承知しているところでございます。このため、高齢者などからの市に対する問い合わせに関しましては、美唄建設業協会から業者を紹介してもらうよう対応を行っているところであります。除雪につきましては、全市的な課題ととらえていることから、今後、民間除雪事業者の状況などについて、美唄建設業協会と協議を行い、連携を図りながら、新たな行政と民間との役割分担の中で、支援のあり方を検討するなど、課題解決に向けて取り組んでまいります。

●土屋経済部長 市内観光客の入込状況につきましては、私から答弁をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度と、コロナ禍の令和3年度の比較で申し上げますと、令和元年度が39万6,579人、令和3年度が25万2,343人で、36.4%減少したところであります。また、直近の令和4年度4月から9月までの上期では17万54人、令和3

年度上期の13万1,686人と比較いたしますと、29.1%の増となったところであります。この間の主な観光地の状況につきましては、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄では、令和元年度が2万7,427人、令和3年度が1万1,254人で59%の減少となっておりますが、令和4年度上期では1万4,559人、令和3年度上期6,485人と比較いたしますと、125%の増加となっております。また、宮島沼では、令和元年度が1万6,681人、令和3年度が1万1,220人で、32.7%の減少となっておりますが、令和4年度上期では8,246人、令和3年度上期7,527人と比較いたしますと、10%の増加となったところでございます。

●2番伊藤真久議員 大綱1点目の観光誘客について、観光客の推移等については承知しました。これからもDMO登録を目指すに当たり、こうしたデータの収集や分析というのは、特に重要になってまいります。引き続きしっかりとしたデータの収集を継続していただきたいと思っております。

ステイびばいについて、ターゲットやツーリズムへの取り組みなどは、今後ステイびばいにおいて協議されるという答弁の趣旨であったかと思っております。今年度末にDMO候補法人登録をするためには、観光庁へDMO形成確立計画をステイびばいと美唄市の連名で提出しなくてはならないものと認識しております。その計画を観光庁へ提出し、候補DMOとなり、その後、DMO登録要件が全て充足されていることを事業報告書や形成確立計画書の更新によって、観光庁が確認し、ようやく登録DMOとして、改めて登録されるものと認識しております。そこで、現段階で今後

DMO候補法人の登録に必要な、DMO形成確立計画は、どのような進捗状況にあるのでしょうか。この計画には先ほど私が質問した、ターゲットの明確化や選択理由の他にも、観光分野の様々なデータ収集や分析の手法、専門人材の確保など、様々な記載事項が必要となっております。候補DMOの登録後、計画を更新できるとはいえ、未記入という状況での提出が可能かどうか私も存じ上げません。答弁では、ターゲットなどは今後協議されていくということでしたが、同時に年度末までに、DMO候補法人登録を目指すということでした。DMO登録に向けたスケジュールと、DMOの形成確立計画の進捗について再質問いたします。

続いて、シティセールスについて、これまでの報告については承知いたしました。今後も引き続き、シティセールスに尽力していただきたいと思っております。

フィルムコミッションについて、美唄観光物産協会の中にフィルムコミッション特別委員会が組織されており、その特別委員会と連携を図っていくという答弁だったかと思っております。しかしながら、大変申し上げにくいんですが、インターネットが全てではありませんが、美唄市フィルムコミッションと検索しても、当該の委員会は発見できない。また観光物産協会のホームページからも、フィルムコミッションに該当するものは身請けられません。組織図的には確かにそうした特別委員会があるのかもしれませんが、シティセールスという観点からも、これは対外に示していく必要があるのではないかと思います。ステイびばいが商品開発しようとしている、

滞在型の観光商品は、主に旅行者や観光客を誘致しようとしておりますが、市内経済に影響を与えるのは、観光客だけでなく、仕事や出張で美唄市を訪れる人が増えていくということも考えるべきかと思っております。今ほどの答弁では、特別委員会と連携を図っていくということでしたが、そこについて、ぜひ、観光物産協会とともに、観光施策の一環として連携を強め、検討をしていただきたいと考えておりますが、市の考えについてお伺いします。

●市長板東知文君 DMO候補法人の登録に伴う進捗状況についてであります。候補法人の申請につきましては、先ほどお話ありました、地方公共団体、美唄市と団体との連名で観光庁に対して「観光地域づくり法人形成・確立計画」を提出することになっておりまして、令和5年1月中の申請を目指して、現在取り組んでいるところであります。また、候補法人として登録された場合、3年以内に観光地域づくり法人として、改めて、登録申請が必要なことになりますので、まずは候補法人として登録すべく、関係機関と協議いたしまして、現在、関係書類を作成するなど、必要な申請の手続きを進めているところでございます。

次に、フィルムコミッションについてであります。今後におきましても、観光物産協会のフィルムコミッション特別委員会との十分な連携を図りながら、フィルムコミッション、こういった受け入れ体制づくりに向けて十分検討してまいります。こういったことも含めて、観光含めてやはり交流人口、関係人口、さらには移住・定住につなげていく、こ

ういった流れを、しっかり考えを持ちながら、今後ともこういった観光誘致各推進に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は、全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前12時11分 散会

